

高知市高齢者生活支援特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月5日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市高齢者生活支援特別給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食料品等の物価高騰の影響を受けるとともに賃金上昇の恩恵を受けにくい高齢者の日々の生活費等の負担の軽減を図るため高知市高齢者生活支援特別給付金（以下「高齢者給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 高齢者給付金は、前条の目的を達するため、本市から贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 高齢者給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年2月2日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日において、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、市長が当該者について本市での居住の実態があること及び別記の各項で規定する者のいずれかに該当することを認め、かつ、基準日の翌日から令和8年6月30日までの間に本市の住民基本台帳に記録され、又は市長に当該者に係る申出事項を申し出た者（第6条において「基準日後記録者等」という。）を含む。）であって、昭和36年4月1日以前に生まれた者とする。

(支給額)

第4条 高齢者給付金の額は、1人当たり1万円とする。

(高齢者給付金の支給の方法及び辞退)

第5条 高齢者給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの口座への振り込みにより行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合又は口座を開設しているが金融機関から著しく離れた場所に居住している場合若しくは支給対象者から申出があった場合等、支給対象者の高齢者給付金の受給に支障があると市長が認めるものについては、現金書留による送付又は当該窓口での現金の交付により支給を行うことができるものとする。

(1) 次に掲げる廃止された要綱に基づき支給された給付金の振り込みに使用した口座

ア 高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金支給要綱（令和5年5月12日制定）第1条の規定による生活支援給付金（第3条第1項第6号から第8号までに掲げる支給対象者に支給したものに限る。）

イ 高知市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱（令和6年6月18日制定）第2条の規定による給付金

ウ 高知市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱（令和7年5月29日制定）第2条の規定による給付金

(2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座

(3) 第7条の支給の決定に基づく口座

2 市長は、高齢者給付金の支給に当たり支給対象者（第6条に規定する支給対象者を除く。）に対し、事前に所定の「高知市高齢者生活支援特別給付金」支給のお知らせにより高齢者給付金の支給の方法の確認を行うものとする。

3 前項の確認を受けた支給対象者は、口座の情報を訂正し、口座若しくは受給方法を変更し、又は高齢者給付金の受給を辞退しようとするときは、令和8年3月30日（次項において「申出期日」という。）までに市長に申し出た上で、令和8年6月30日（市長がやむを得ない理由があると認めたものは、令和8年7月17日）（第10条において「届出期日」という。）までに、次の各号に応じ、当該各号に掲げる届出書により、市長に届出するものとする。

(1) 口座の情報を訂正し、又は口座若しくは受給方法を変更するとき 所定の高知市高齢者生活支援特別給付

金支給口座登録等の届出書

- (2) 高齢者給付金の支給を辞退しようとするとき 所定の高知市高齢者生活支援特別給付金受給辞退の届出書
- 4 市長は、申出期日までに前項の申出がないときは、速やかに高齢者給付金の支給を決定し、支給対象者に対し、当該給付金を支給するものとする。
- 5 市長は、第3項第1号の届出書を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは高齢者給付金の支給を決定し、所定の高知市高齢者生活支援特別給付金支給決定通知書により、当該支給対象者に対し、通知するとともに当該高齢者給付金を支給するものとする。
- 6 第4項又は前項の規定により高齢者給付金の支給を行ったにもかかわらず、当該高齢者給付金の振り込みができなかったとき若しくは現金書留等による給付金の支給ができなかったときは、市長は、当該支給対象者に対し、別に定めるところにより確認を行うものとする。

(口座情報等がない支給対象者の支給に係る確認又は申請)

第6条 前条第1項第1号又は第2号の口座を持たない支給対象者が高齢者給付金の支給を受けようとするときは、次の各号に応じ、当該各号に掲げる書類に支給対象者本人の身分が確認できるもの等の必要書類を添え、郵送により市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、窓口への持参による方法により、提出することができる。

- (1) 第3条の基準日に本市の住民基本台帳に記録されている支給対象者 所定の高知市高齢者生活支援特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）
- (2) 第3条の基準日後記録者等である支給対象者 所定の高知市高齢者生活支援特別給付金申請書（請求書）（以下「請求書」という。）
- 2 前項の確認書及び請求書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、令和8年6月30日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたものは、令和8年7月17日とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認又は審査し、高齢者給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは当該支給対象者に対し所定の高知市高齢者生活支援特別給付金支給決定通知書により通知するとともに高齢者給付金を支給し、適当でないと認めたときは所定の高知市高齢者生活支援特別給付金不支給決定通知書により当該確認書又は請求書を提出した支給対象者に通知するものとする。

(代理人への委任)

第8条 支給対象者は、高齢者給付金の支給に係る届出、提出及び申請並びに高齢者給付金の受領（この条において「受領等」という。）について、代理人に委任することができる。

- 2 前項の代理人については、次に掲げる者に限るものとする。
- (1) 支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 前2号のほか、市長が特に認める者

3 支給対象者は、代理人に受領等を委任しようとするときは、所定の高知市高齢者生活支援特別給付金支給口座登録等の届出書又は確認書等の委任欄へ代理人の氏名等を記載し、支給対象者本人及び代理人の身分が確認できるもの等必要書類を添え、郵送または窓口への持参による方法により、市長に届出又は提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により委任を受けた代理人が第2項第1号の者であるときは住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者であるときは市長が別に定める方法により、当該代理人の資格を確認するものとする。

(高齢者給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、高齢者給付金の支給に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等高齢者給付金の支給に必要な事項について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第5条第3項の規定による申出があった後、当該支給対象者（第8条の規定により委任を受けた代理人を含む。この条から第12条までにおいて同じ。）が届出期日までに、第5条第3項各号に規定する届出書の提出を行わない場合、又は届出書の不備等を原因として支給ができなかった場合において、市長が提出の勧奨及び不備の補正等に努めたにもかかわらず当該支給対象者による届出書の提出等が行われない場合など、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、市長は、当該支給対象者が当該申出を取り下げ、高齢者給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長が、第5条第6項の口座の確認に努めたにもかかわらず、口座又は支給方法の確認ができなかったときは、市長は、当該支給対象者が高齢者給付金の受給を辞退したものとみなす。

3 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第6条第2項に規定する提出期限までに支給対象者から同条第1項に規定する確認書等の提出が行われなかった場合については、市長は、支給対象者が高齢者給付金の受給を辞退したものとみなす。

4 第7条の規定による審査又は支給決定後、当該支給対象者の確認書等の不備等を原因として高齢者給付金を支給できなかった場合において、市長が確認に努めたにもかかわらず当該支給対象者による確認書等の補正が行われないなど、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、市長は、当該支給対象者が当該申請等を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により高齢者給付金の支給を受けたことを認めたときは、当該不正の手段により高齢者給付金の支給を受けた支給対象者に対し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支給対象者は、高齢者給付金の支給を受ける権利について、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、高齢者給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、この要綱による改正後の高知市高齢者生活支援特別給付金給付事業実施要綱の規定（第5条第1項から第6項までの改正規定に限る。）は、令和8年3月13日から適用する。

別記（第3条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

- (1) 以下に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が高知市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の高齢者給付金については、高知市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難している者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者である者を含む。）であって、基準日において高知市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のア又はイに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

2 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、高知市において住民基本台帳に記録されたときは、高知市における申請・受給権者とする。

3 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己が無戸籍であると高知市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、高知市における申請・受給権者とする。